

北海道総合保健医療協議会地域保健専門委員会運営要領

第1 目的

この要領は、北海道総合保健医療協議会設置要綱第7条の規程に基づき設置される地域保健専門委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることとする。

第2 所掌事項

委員会は、地域保健にかかる重要な事項について協議する。
ただし、専門的事項に関し必要な場合は、臨時に委員を加えることができる。

第3 委員

委員会の委員は、総数15名以内とする。

第4 委員長及び副委員長

- 1 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選した者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

第5 会議

- 1 委員会は、必要な都度、委員長が招集する。
ただし、委員長は、これを会長に報告しなければならない。
- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第6 小委員会

- 1 委員会には、委員会の決定により、小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会に属すべき委員は委員長が指名する。
- 3 小委員会には、必要がある場合は、臨時に委員を加えることができる。

第7 庶務

委員会の庶務は、担当部課において処理する。

第8 委員長への委任

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第9 施行期日

この要領は、昭和58年9月5日から施行する。
この要領は、昭和63年8月26日から施行する。
この要領は、平成3年3月20日から施行する。
この要領は、平成6年5月23日から施行する。
この要領は、平成13年4月1日から施行する。

北海道総合保健医療協議会の概要

